

浸水想定区域内の大規模工場等の

所有者又は管理者の皆様へ

洪水時の浸水防止計画の作成等について

1 はじめに

近年、都市部の河川流域において、台風や集中豪雨等により浸水被害が発生しています。洪水等の水害は事前にある程度予測が可能なため、洪水予報等の情報を確実に伝達することが重要です。

これまで、平成17年の水防法の改正に伴い、浸水想定区域内（※1）の地下街等や災害時要配慮利用施設について、川崎市地域防災計画（風水害対策編）において①「施設の名称」及び「所在地」の掲載、②洪水予報等の伝達方法などをお示しし、洪水等による浸水に対しての安全の確保に取り組んできたところです。

この度、平成25年に水防法の改正が行われ、大規模工場等（※2）の所有者又は管理者から川崎市地域防災計画に大規模工場等の名称及び所在地の記載の申出があった場合、大規模工場等の所有者又は管理者の皆様には、次のことが努力義務として定められました。

- 1 浸水防止計画の作成
- 2 訓練の実施
- 3 自衛水防組織を設置した場合の措置

そこで、本市として浸水想定区域内の大規模工場等の円滑かつ迅速な浸水の防止に努めていただくため、「大規模工場等の洪水時の浸水防止計画作成要領」を作成しました。

大規模工場等の所有者又は管理者の皆様には、作成要領等を参考にして、洪水の発生に備えた取組を進めてくださるようお願いいたします。

※1 「浸水想定区域」とは、大雨によって河川が増水し堤防が破堤した場合に、浸水が想定される区域です。洪水ハザードマップで確認することができます。

○洪水ハザードマップ（多摩川水系及び鶴見川水系）

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>

○神奈川県ウェブサイト（三沢川、平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川、矢上川、麻生川、多摩川、鶴見川等の河川毎の浸水想定区域が確認できます）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/p1039490.html>

※2 「大規模工場等」とは、水防法第15条第1項第3号ハの規定に基づき、川崎市で定めた「川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例」に該当する工場等です。

条例では、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を次のとおり定めております。

- (1) 用途：工場、作業場又は倉庫
- (2) 規模：延べ面積10,000平方メートル以上

2 浸水防止計画の作成

川崎市地域防災計画に掲載した大規模工場等の所有者又は管理者は、当該施設の洪水時の円滑かつ迅速な浸水防止を図るために、作成要領等を参考にして、浸水防止計画の作成に努めていただきます。

浸水防止計画では次の事項を定めることとなります。(水防法施行規則第11条抜粋)

- (1) 洪水時の防災体制に関する事項
- (2) 洪水時の浸水防止のための活動に関する事項
- (3) 洪水時の浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (5) 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - ア 川崎市、その他関係機関との連絡調整、自衛水防組織が行う業務に関する活動要領
 - イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ウ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- (6) その他、洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

大規模工場等の浸水防止計画の作成にあたりましては、既に消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に作成要領等を参考にして、「洪水時の浸水防止計画」の項目を追加することでも良いです。

3 市が伝達する情報と施設の対応

(1) 洪水予報

ア 川崎市内の洪水予報河川は、多摩川と鶴見川です。

イ 多摩川及び鶴見川で、気象庁と関東地方整備局が共同で発表する洪水予報を伝達します。(P.12 洪水予報文例参照、P.13 「1 多摩川及び鶴見川の水位観測所・水位」参照)

(2) 水位到達情報

ア 川崎市内の水位周知河川は、三沢川、鶴見川の一部(麻生区)、平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川、矢上川、麻生川、有馬川、真光寺川です。

イ 水位周知河川については、関東地方整備局や神奈川県が発表する水位到達情報報(氾濫警戒情報、氾濫危険情報)を伝達します。(P.13 「2 水位周知河川の水位観測所・水位」参照)

(3) 避難に関する情報

市が河川等の状況を基に、市民へ危険を知らせ、避難を促すための情報を伝達します。

(4) 気象警報等

横浜地方気象台が発表する、大雨警報や洪水警報（※3）といった気象に関する情報を伝達します。

※3 大雨警報や洪水警報は、洪水予報や水位到達情報が河川の水位を基準に河川ごとに発表されるのとは異なり、雨量が一定の基準を満たした場合に、川崎市を一つの単位として発表されるものです。

<洪水予報及び避難に関する情報と施設の対応の目安>

水位情報や洪水予報は、避難の目安ですが、雨量、河川の状況等により一概には、言えません。それぞれの情報の意味を正しく理解し、早めの対応を心掛けましょう。

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民が取るべき行動	警戒レベル	
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	災害切迫	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>		命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5	
	<警戒レベル4までに必ず避難!>						
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報	高潮特別警報	危険	氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 <small>(災害対策本部設置)</small>	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
	※1 大雨警報 洪水警報	高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 <small>(避難指示の発令を判断できる体制)</small>	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
大雨の半日～数時間前	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報	高潮注意報	注意	氾濫注意情報	第2次防災体制 <small>(高齢者等避難の発令を判断できる体制)</small>	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
大雨の数日～約1日前	大雨注意報 洪水注意報				第1次防災体制 <small>(連絡要員を配置)</small>	災害への心構えを高める	1
	早期注意情報 <small>(警報級の可能性)</small>				・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認		

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報も、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

4 情報の伝達方法

本市では、気象情報や避難に関する情報を様々な方法でお伝えしています。各施設の環境に応じて、情報収集方法をあらかじめ確認しておきましょう。

(1) メールで収集する

ア メールニュースかわさき

登録いただいたメールアドレスに川崎市の防災、気象、災害等に関する情報を配信します。

【登録方法】

下記QRコードから空メールを送信してください。



PC・スマートフォン用



フィーチャーフォン（ガラケー）用



空メール送信先

※上記でメールソフトが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスに空メールを送信してください。

（ガラケー、PC、スマートフォン共通）

t-kawasaki@sg-p.jp

【利用上の注意】

○情報配信料は無料ですが、通信費は、利用者負担となります。

○ドメイン指定受信等の迷惑メール対策を設定している場合、サービスを利用できない場合がありますので、あらかじめ、kawasaki@sg-p.jp のアドレスからのメールを受信できるように設定の確認をお願いします。

○URL リンク付メールの受信拒否を設定している場合には、登録ができませんので設定を解除してください。

イ 緊急速報メール

携帯電話やスマートフォンを使い、災害時でも、通信規制や回線の混雑の影響を受けにくい情報伝達手段です。

川崎市では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報を迅速かつ一斉に配信します。

なお、登録や受信料は不要です。ただし、スマートフォンからの利用にあたっては、アプリが必要な場合がありますので、御確認ください。

(2) インターネットで収集する

ア 川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>)

緊急時には市ホームページトップページに緊急情報を表示します。

イ 川崎市防災ポータルサイト

市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難情報などを掲載するほか、平常時にも役立つ情報を掲載しています。

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>



(3) テレビやラジオで収集する

ア 地上デジタル放送・ケーブルテレビ

テレビ神奈川（3ch）や、YOUテレビ、i T S C O M、J : C O Mのデータ放送を利用して、本市の防災気象情報を配信します。

イ かわさきFM（79.1MHz）

本市からの緊急情報や安否情報、ライフライン情報等を放送します。

(5) 防災行政無線で収集する

ア 防災行政無線（屋外受信機）

屋外にあるスピーカーから情報をお知らせするもので、本市では、高齢者等避難、避難指示の発令等の情報を放送します。なお、高齢者等避難、避難指示の発令等の場合には、サイレンを断続的に放送します。

イ 防災行政無線（戸別受信機）

防災行政無線は、戸別受信機（専用のラジオのような装置）を導入することにより、施設内でも聞くことができます。

導入には、有償にて機器の購入、受信用の屋外アンテナの取付け工事を行っていただくとともに、市へ事前に申請が必要となります。なお、電波の受信状況が良く、機器本体のアンテナで受信できる場合、屋外アンテナは必要ありません。

詳しくは、危機管理本部まで御相談ください。

ウ 防災テレホンサービス

防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。（通常時は「防災一口メモ」が流れます。）

【県内の一般加入電話、公衆電話、一部のIP電話から】

0120-910-174（通話料無料）

【携帯電話、PHS、県外の一般加入電話・公衆電話から】

044-245-8870（通常の通話料がかかります。）

5 日ごろの備え

- (1) 洪水ハザードマップを参考に施設の浸水状況、周囲の状況等を確認しましょう。
- (2) 浸水防止をする際の役割分担をあらかじめ決めておきましょう。
- (3) 気象情報や洪水予報等の情報収集及び関係する従業員等への伝達要領について定めておきましょう。
- (4) 浸水の防止を図るための設備及び資器材等の整備を行いましょ。
- (5) 従業員等への教育や訓練などを定期的に行いましょ。
- (6) 速やかな浸水防止が行われるように浸水防止に関する計画やマニュアルを整備するなどの準備をしておきましょう。

6 報告事項等

- (1) 大規模工場等の所有者又は管理者は、川崎市地域防災計画への大規模工場等の名称及び所在地の記載の申出を行う場合、別紙1により行うものとします。
- (2) 大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、市長へ報告することが定められましたので、ご協力をお願いいたします。
 - ア 浸水防止計画を作成したときは、別紙2の報告書とともに計画書を報告してください。また、当該計画を変更したときも、同様です。（水防法第15条の4第2項関連）
 - イ 自衛水防組織を置いた場合は、別紙3の報告書により、その組織及び構成員、統括責任者の氏名及び連絡先、洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を報告してください。また、当該事項を変更したときも、同様です。（水防法第15条の4第2項及び水防法施行規則第12条関連）
- (3) 申出及び浸水防止計画や自衛水防組織に関する報告については、それぞれ危機管理本部危機対策部へ提出してください。

川崎市地域防災計画への施設の名称及び所在地 の記載についての申出書

(あて先) 川崎市長

「川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する条例」に基づき、川崎市地域防災計画に次のとおり記載することを申出します。

施設の名称：

施設の所在地：

令和 年 月 日

大規模工場等の所有者又は管理者

名称

所在地

代表者名

印

令和 年 月 日

浸水防止計画作成（変更）報告書

（あて先）川崎市長

水防法第15条の4第2項に基づき、別添のとおり浸水防止計画作成（変更）しましたので、報告します。

施 設 名		
所 在 地	川崎市 区	
所有者・管理者 (どちらかに○)	氏 名	(フリガナ)
担当者の氏名及び連絡先	(フリガナ)	電話番号
備 考		受付

令和 年 月 日

自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書

（あて先）川崎市長

水防法第 15 条の 4 第 2 項及び水防法施行規則第 12 条に基づき、別添のとおり報告します。

施設名 (共同の場合は、代表施設)					
所在地		川崎市 区			
所有者・管理者 (どちらかに○)		氏名 (フリガナ)	変更※1	登録※2	
自衛水防組織の職務等		氏名	連絡先	変更※1	登録※2
統括管理者					
洪水予報等の伝達を受ける構成員	統括管理者の代行者				
	統括・情報班長				
	統括・情報班				
	統括・情報班				
	警戒活動班長				
	警戒活動班				
	警戒活動班				
自衛水防組織及び構成員		別紙「自衛水防組織図」			
担当者の氏名及び連絡先		(フリガナ)	電話番号		
備考			受付		

※1：変更の場合は○印を記してください。

※2：「メールニュースかわさき」を登録している場合は、○印を記してください。

<参考1>

●水防法第15条抜粋（大規模工場等関連事項のみ）（下線部分が改正箇所）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 略

二 略

三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 略

ロ 略

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 略

二 略

三 前項第3号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 略

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当

該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

●水防法施行規則（大規模工場等関連事項のみ）（下線部分が改正箇所）

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十一条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第三号ハに規定する大規模工場等をいう。

以下同じ。）の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 大規模工場等における洪水時の防災体制に関する事項

二 大規模工場等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項

三 大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四 大規模工場等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用）

第十二条 第六条及び第八条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、

同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

（統括管理者の設置等）

第六条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第八条 法第十五条の二第八項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 統括管理者の氏名及び連絡先

二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

多摩川はん濫危険情報

令和××年×月×日×時×分

京浜河川事務所・横浜地方気象台共同発表

多摩川では、はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり

【主文】

多摩川の石原水位観測所では、はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意してください。

【降雨と水位の現況】

降り始めの○日○時から○時までの多摩川流域の流域平均雨量は、85 ミリに達しました。

多摩川の水位は○日○時○分現在、次のとおりです。

石原水位観測所（東京都調布市）で 5.58m（水位危険度レベル4）上昇中

【降雨と水位の予想】

この雨は、当分この状態が続くでしょう。○日○時から○時までの多摩川流域の流域平均雨量は、30 ミリの見込みです。

多摩川の水位は、○日○時頃には、次のとおりと見込まれます。

石原水位観測所（東京都調布市）で 5.58m程度（水位危険度レベル4）

【参考】

石原水位観測所

受け持ち区間

（左岸）東京都府中市から東京都狛江市

（右岸）東京都多摩市から神奈川県川崎市

はん濫危険水位 5.2m、避難判断水位 4.8m、はん濫注意水位（警戒水位） 4.3m

水防団待機水位 4.00m、平常水位 0.78m

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

<参考3> 洪水予報河川及び水位周知河川の水位観測所・水位

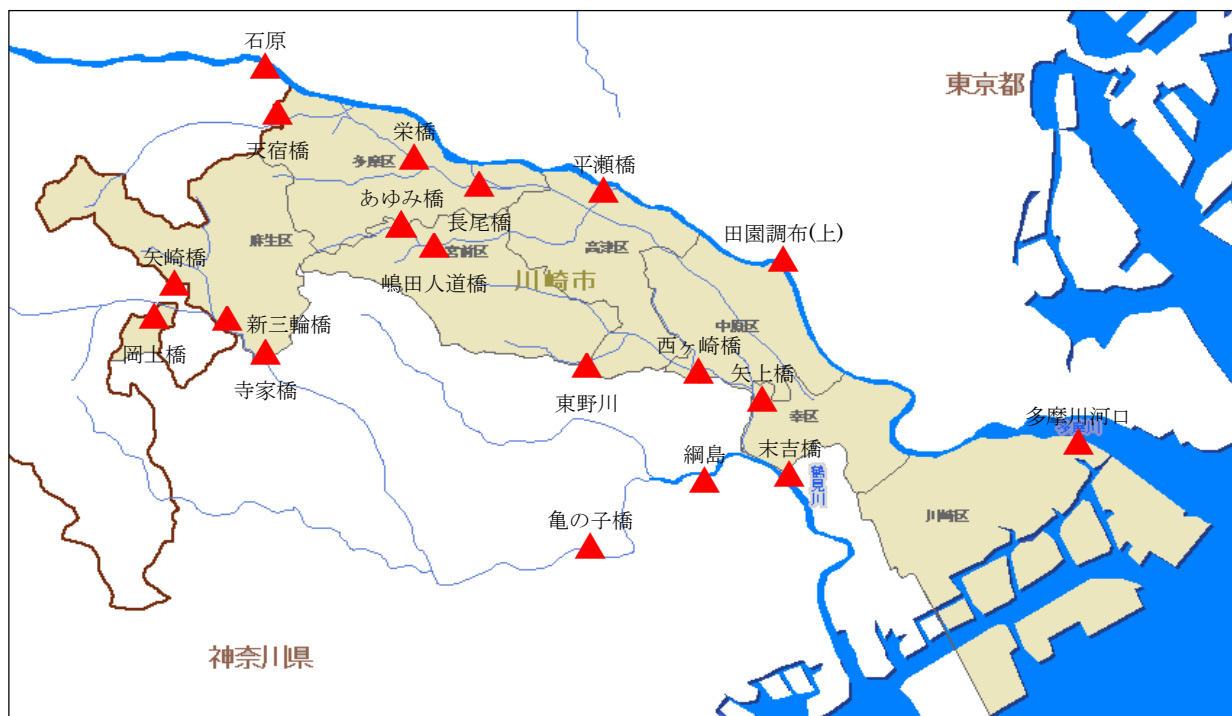
1 多摩川及び鶴見川の水位観測所・水位

河川名	水位観測所名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
多摩川	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40
	多摩川河口	川崎区殿町	2.30	2.80	—	3.80
鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80
	末吉橋	幸区小倉	2.20	2.70	—	3.40

2 水位周知河川の水位観測所・水位

河川名	基準水位 観測所名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
三沢川	天宿橋	多摩区菅2丁目	2.10	3.20	4.65	5.20
平瀬川	平瀬橋	高津区久地	3.50	4.00	4.00	4.60
	嶋田人道橋	宮前区初山	1.35	1.85	1.85	2.85
平瀬川支川	あゆみ橋	宮前区菅生2丁目	0.90	1.30	1.30	1.70
ニヶ領本川	長尾橋	多摩区長尾	2.30	2.80	3.35	3.50
五反田川	栄橋	多摩区枅形	1.50	2.00	2.00	2.80
鶴見川	寺家橋	麻生区早野	2.75	3.50	3.90	4.80
	岡上橋	麻生区岡上	1.10	2.70	2.80	3.70
矢上川	矢上橋	幸区北加瀬	2.60	3.80	4.10	4.80
	西ヶ崎橋	高津区子母口	2.00	3.00	3.35	4.30
麻生川	新三輪橋	麻生区上麻生7丁目	1.20	2.60	2.60	3.15
有馬川	東野川	高津区野川	1.40	2.40	2.40	3.90
真光寺川	矢崎橋	東京都町田市	2.36	2.86	2.86	3.16

水位観測所位置図





KAWASAKI CITY

問い合わせ先

<浸水防止計画・情報伝達・日ごろの備え・報告事項等に関する事>

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市危機管理本部危機対策部初動対策担当

電話：044-200-2841 FAX：044-200-3972

E-mail: 60kikika@city.kawasaki.jp

<浸水想定区域・洪水予報の内容・河川対策に関する事>

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リバービル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

電話：044-200-2902 FAX：044-200-7703

E-mail: 53kasen@city.kawasaki.jp

参考

「大規模工場等の洪水時の浸水防止計画作成要領」及び「申出書、報告書の様式」のWordデータは、次のURLから入手できます。

URL：<http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000060123.html>